

ボートレース鳴門整備棟周辺外構改修工事

通し番号	図面番号	
1	特-01	特記仕様書（1）
2	特-02	特記仕様書（2）
3	特-03	特記仕様書（3）
4	特-04	特記仕様書（4）
5	特-05	特記仕様書（5）
6	A-01	付近見取り図兼全体配置図
7	A-02	仮設計画図
8	A-03	改修後配置図
9	A-04	各部詳細図【参考】
10	A-05	屋外排水設備図

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項											
一章 一般 共通 事項	I. 工事概要		⑦ 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。				◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。											
	1. 工事名称	ポートルース鳴門整備棟周辺外構改修工事		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。				◎仮囲いを設置する場合は、設置後に点検を行い、その記録を保管すること。											
	2. 工事場所	鳴門市撫養町大桑島	⑧ 施工体制台帳及び施工体系図	(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。				◎上下作業や直下階の施設を利用しながら直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。											
	3. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>工事概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築工事</td> <td>フェンス 排水側溝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種目	工事概要	建築工事	フェンス 排水側溝									(2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。			
種目	工事概要																		
建築工事	フェンス 排水側溝																		
	4. その他		(3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。					◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。											
	II. 工事共通仕様書		(4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。					◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。											
	項目	特記事項	(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日については、監督員が承諾したときはこの限りではない。					◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。											
	① 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ◎ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ◎ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ◎ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ◎ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ◎ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ◎ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版） 	9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。													
	② 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等 	⑩ 施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。			◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし柵装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある												
	③ 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。			◎発生材の処理等 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。												
	④ 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を提出すること。		◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。				◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 (3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。											
	⑤ 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。															
	⑥ 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。															
				◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。															
				◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。															
				◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。															

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	ポートルース鳴門整備棟周辺外構改修工事	図面名称	特記仕様書（1）	縮尺	—
		(株)泉設計室					
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治		
					事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		特-01

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項							
一章 一般 共通 事項		<p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更にに関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工程別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>			<p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又はまちづくり課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p>	<p>⑲ 設計変更箇所確認</p> <p>⑳ 工事検査及び技術検査</p> <p>㉑ 完成図等</p> <p>㉒ デジタル工事写真の 小黒板情報電子化</p> <p>㉓ 火災保険</p> <p>㉔ 公共事業労務費調査</p>	<p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。</p> <p>◎電子納品二対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査二設計、工事などの客業務段階の最終成果を電子成果品として納品二以下「電子納品」という二すること。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本A3版2部、A2版1部・電子データ1部） ・工事写真（写真帳2部（着手前・完成写真） 電子データ1部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数） ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p> <p>◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用（完了検査手数料等）については、請負者の負担とする。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p> <p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出がえらるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>	区 分	サイ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ
区 分	サイ ズ														
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ														
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ														
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ														
	IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	ポ ー ト レ ー ス 鳴 門 整 備 棟 周 辺 外 構 改 修 工 事		図面名称	特 記 仕 様 書 （ 2 ）	縮尺	—						
			(株) 泉 設 計 室			1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真 治			特-02						
			〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345		事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号									

章 項目	特記事項	章 項目	特記事項	章 項目	特記事項																																																																							
一章 一般共通事項	<p>㉕ 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>	<p>9. 室内空気中の化学物質の濃度測定</p> <p>① 建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン ② 採取器具は受注者にて用意すること。 ③ 測定箇所</p> <table border="1"> <tr> <td>測定対象室</td> <td>測定箇所数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>④ 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第1347号）第56-3（3）「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・バッシブ型採取機器を用いる方法 バッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のままで測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。</p> <p>ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※ (1)、(2)、(3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。</p> <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したバッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>⑤ 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質770ポルトーチ工法防水工事作業 ・改質770ポルトーチ常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かわらぶき</td> <td>・かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ・表具作業 ・壁装作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・表具作業 ・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調和機器施工</td> <td>・冷凍空調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	測定対象室	測定箇所数					工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業	防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質770ポルトーチ工法防水工事作業 ・改質770ポルトーチ常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	・大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業		かわらぶき	・かわらぶき作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業		サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ガラス工事作業	塗装	塗装	・建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ・表具作業 ・壁装作業		表装	・表具作業 ・壁装作業	配管	配管	・建築配管作業	植栽	造園	・造園工事作業	機械設備	冷凍空調和機器施工	・冷凍空調和機器施工作業	<p>2章 改修仮設工事</p> <p>① 敷地の状況確認</p> <p>② ベンチマーク</p> <p>3. 足場等</p> <p>⑥ 養生</p> <p>⑦ 監督員事務所</p> <p>⑧ 工事用水、電力等</p> <p>7. 仮設道路整備復旧等</p> <p>⑧ 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等</p>	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。</p> <p>◎【図番P-01】既存樹①の樹天端を設計±0とする。また、監督員にも確認すること。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にも努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前にチェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎外部足場（種類：単管1本足場、シート仕様、防音） ◎内部足場（種類：脚立足場、仕様：敷布、D= cm） ・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下） ◎仮囲い（仕様：、H= m、L= m） ◎ゲート（有・無、仕様：）</p> <p>◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。</p> <p>◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。</p> <p>◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの穴下穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：）</p> <p>◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法：）</p> <p>◎仮間仕切りは、（A種・B種・C種）とする。（養生方法：）</p> <p>◎監督員事務所は（設ける（面積 m²程度））・（設けない）</p> <p>◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 ①机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 ②ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 ③積算加入電話の手機 ④衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 ⑤フタダシミリ機</p> <p>◎既存電力利用（出来る・（出来ない）、電力料金（有償・無償）ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用（出来る・（出来ない）、水料金（有償・無償）ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。 なお、同道路の必要がなくなった時点で、早期に（図示のとおり状態に・現状に復旧）すること。</p> <p>◎同用地は、（図示の場所に・（用意していないので業者にて）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。</p>
測定対象室	測定箇所数																																																																											
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																										
仮設	とび	・とび作業																																																																										
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立作業																																																																										
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業																																																																										
型枠	型枠施工	・型枠工事作業																																																																										
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業																																																																										
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質770ポルトーチ工法防水工事作業 ・改質770ポルトーチ常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業																																																																										
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																										
木	建築大工	・大工工事作業																																																																										
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業																																																																										
	かわらぶき	・かわらぶき作業																																																																										
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																										
左官	左官	・左官作業																																																																										
建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業																																																																										
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業																																																																										
	ガラス施工	・ガラス工事作業																																																																										
塗装	塗装	・建築塗装作業																																																																										
内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ・表具作業 ・壁装作業																																																																										
	表装	・表具作業 ・壁装作業																																																																										
配管	配管	・建築配管作業																																																																										
植栽	造園	・造園工事作業																																																																										
機械設備	冷凍空調和機器施工	・冷凍空調和機器施工作業																																																																										
1章 改修一般共通事項	<p>◎施工条件は次による。</p> <p>・管理エリア内の作業及び騒音・振動を伴う作業は前校日を除く非開催日のみ可能とする。 選手やレース関係者、緊急車両の通行に支障とならないよう工事計画を立て監督員の承諾を得てから施工を行うこと。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の周辺に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は事前に施設管理者の許可を得ること。 また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無） 備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p> <p>◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。切り直し時期については、協議の上決定とする。</p> <p>◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とすること。</p> <p>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている（義務付けられていない））。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎産業廃棄物ごとに処分すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>◎建設発生土の処理については、「3章 躯体工事(1)（土工事）」に記載している。 なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。</p> <p>① 有価材（） ② 古物商で適切に処理すること。</p> <p>◎他工事との取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>其 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリール入れ 同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリール開口補強(鉄筋) 同上(リンレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出 同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め 縦樋(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の挿入れ 同上補強</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排気ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	其 他	梁、壁、床スリール入れ 同上穴埋補修		○	○	○		スリール開口補強(鉄筋) 同上(リンレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出 同上切込み及び開口補強	○	○	○	○		衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め 縦樋(GLまで)	○					盤、便器等の挿入れ 同上補強	○	○	○	○		給排気ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					<p>10. 技能士の適用</p>																				
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	其 他																																																																							
梁、壁、床スリール入れ 同上穴埋補修		○	○	○																																																																								
スリール開口補強(鉄筋) 同上(リンレン等)	○																																																																											
床、天井点検口	○																																																																											
設備機器天井開口墨出 同上切込み及び開口補強	○	○	○	○																																																																								
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め 縦樋(GLまで)	○																																																																											
盤、便器等の挿入れ 同上補強	○	○	○	○																																																																								
給排気ガラリ取り付け	○																																																																											
空調機器類の基礎工事	○																																																																											
① 施工条件																																																																												
2. 重要備品等																																																																												
④ 施工調査																																																																												
④ 交通誘導警備員																																																																												
⑤ 産業廃棄物の処理																																																																												
⑥ 建設発生土の処理																																																																												
7. 有価材の処理																																																																												
8. 他工事との取り合い																																																																												

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

ポートルース鳴門整備棟周辺外構改修工事

図面名称

特記仕様書（3）

縮尺

—

(株) 泉設計室

〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号

特-03

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																								
3章 躯体工事(1) (土工)																																													
① 根切り	<p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p>	8. 機械式継手	<p>◎切取り部分の継手は次のとおりとする。 ・柱、梁の主筋（D19以上）：圧接 ・上記以外：（圧接・重ね継手） 重ね継手とする場合は監督員の承諾を受けること。また鉄筋相互間の間隔に留意すること。</p> <p>◎機械式継手の種類（ ），工法（ ）</p> <p>◎品質の確認方法（ ）</p> <p>◎鉄筋相互のあき（ ）</p> <p>◎不合格となった継手部への措置</p>		<p>◎試験りは（行う・<u>行わない</u>）。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O（エヌエーツーオー）換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。</p>																																								
② 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。	9. 溶接継手	<p>◎溶接継手の種類（ ），工法（ ）</p> <p>◎品質の確認方法（ ）</p> <p>◎鉄筋相互のあき（ ）</p> <p>◎不合格となった継手部への措置</p>		<p>◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎打継ぎの位置 柱及び壁</p>																																								
③ 埋め戻し及び盛土	◎使用土は（A種・ <u>B種</u> ・C種・D種）とし、機器により締め固める。	10. 配筋検査	<p>◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p>	4. 打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地	<p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1) (ア)による。</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p>																																								
④ 地均し	<p>◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。</p> <p>◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p>	11. あと施工アンカー工事 (耐震改修工事に伴うものを除く)	<p>◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。</p> <p>◎施工確認試験を（行う・行わない）。確認強度（ ）kN 試験方法は標仕14.1.3(エ)による。</p> <p>◎あと施工アンカーは（金属系アンカー・接着系アンカー）とする。 ・金属系アンカー 引張耐力（ ）とする。せん断耐力（ ）とする。アンカー本体の径（ ）、埋込深さ（ ）とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。 接合筋の種類は（ ）、径（ ）、長さ（ ）とする。 ・接着系アンカー 引張耐力（ ）とする。せん断耐力（ ）とする。 アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。</p>	5. レディミクストコンクリート 工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。																																								
⑤ 建設発生土の処理	<p>◎場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m3までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。</p>	5章 コンクリート工事		⑥ 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠・ <u>合板</u> ）金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。																																								
4章 鉄筋工事		① 一般事項	<p>◎コンクリートの種別 ・I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・II類（JIS A 5308への適合したコンクリート）</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm2)</th> <th>調査管理強度 Fn(N/mm2)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m3)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I</td> <td>標仕6.2.3</td> <td>工作物の基礎等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承諾を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所	普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																										◎スリーブの材種（ ）
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所																																						
普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																																						
① 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>詳細図による</td> <td>詳細図による</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法： 径：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	詳細図による	詳細図による	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：		2. コンクリートの仕上がり	<p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種類は（A・B・C）種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5</p> <p>◎セメントの種類は、（<u>普通ポルトランドセメント</u>）・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種）とする。 ・高炉セメントB種適用箇所（ ） ・フライアッシュセメントB種適用箇所（ ）</p> <p>◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（できる・<u>できない</u>）。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p>	⑦ 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠・ <u>合板</u> ）金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。																								
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																										
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	詳細図による	詳細図による																																										
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—																																										
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：																																											
② 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	③ 普通コンクリート	<p>◎セメントの種類は、（<u>普通ポルトランドセメント</u>）・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種）とする。 ・高炉セメントB種適用箇所（ ） ・フライアッシュセメントB種適用箇所（ ）</p> <p>◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（できる・<u>できない</u>）。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p>	⑧ 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠・ <u>合板</u> ）金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。																																								
③ 鉄筋の継手及び定着	<p>◎鉄筋の継手は（<u>重ね継手</u>）・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手）とする。 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。</p> <p>◎鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎柱、梁の主筋は、（・ガス圧接継手・機械式継手）とする。</p> <p>◎耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは（ ）mmとする。</p> <p>◎先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。</p> <p>◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない1階土間を除く。</p> <p>◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p>	④ 一般事項	<p>◎コンクリートの種別 ・I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・II類（JIS A 5308への適合したコンクリート）</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm2)</th> <th>調査管理強度 Fn(N/mm2)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m3)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I</td> <td>標仕6.2.3</td> <td>工作物の基礎等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承諾を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所	普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																									⑨ 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠・ <u>合板</u> ）金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所																																						
普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																																						
④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 <p>◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。</p> <p>◎杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭先端からとする。</p> <p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋]～[7節-梁貫通孔その他配筋]による。</p>	⑤ 普通コンクリート	<p>◎コンクリートの種類 ・I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・II類（JIS A 5308への適合したコンクリート）</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm2)</th> <th>調査管理強度 Fn(N/mm2)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m3)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I</td> <td>標仕6.2.3</td> <td>工作物の基礎等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承諾を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所	普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																									⑩ 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠・ <u>合板</u> ）金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所																																						
普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																																						
5. 帯筋	◎形の種別は構造図による。	⑥ 普通コンクリート	<p>◎コンクリートの種類 ・I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・II類（JIS A 5308への適合したコンクリート）</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm2)</th> <th>調査管理強度 Fn(N/mm2)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m3)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I</td> <td>標仕6.2.3</td> <td>工作物の基礎等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承諾を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所	普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																									⑪ 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠・ <u>合板</u> ）金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所																																						
普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																																						
6. 梁貫通孔補強	◎補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。 ◎梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。	⑦ 普通コンクリート	<p>◎コンクリートの種類 ・I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・II類（JIS A 5308への適合したコンクリート）</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm2)</th> <th>調査管理強度 Fn(N/mm2)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m3)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I</td> <td>標仕6.2.3</td> <td>工作物の基礎等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承諾を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所	普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																									⑫ 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠・ <u>合板</u> ）金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所																																						
普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																																						
7. ガス圧接	<p>◎圧接技能資格者は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に従う工事に相応した試験に基づく能力を有する者とする。</p> <p>◎検査は、外観検査及び（・引張試験・超音波探傷試験）による。</p>	⑧ 普通コンクリート	<p>◎コンクリートの種類 ・I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・II類（JIS A 5308への適合したコンクリート）</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm2)</th> <th>調査管理強度 Fn(N/mm2)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m3)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I</td> <td>標仕6.2.3</td> <td>工作物の基礎等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承諾を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所	普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																									⑬ 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠・ <u>合板</u> ）金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所																																						
普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3	工作物の基礎等																																						

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	ポ ー ト レ ー ス 鳴 門 整 備 棟 周 辺 外 構 改 修 工 事	図面名称	特 記 仕 様 書 (4)	縮尺	—
	(株) 泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治			
	〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			特-04

6章 排水設備工事

1. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貫流ボイラー含む）、鑄鉄製ボイラー（鑄鉄製簡易ボイラー含む） 鋼製小型ボイラー（小型貫流ボイラー含む）、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、吸収冷温水機 吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空調調和機	ユニット形空調調和機、ファンコイルユニット（カセット形含む） コンパクト形空調調和機、パッケージ形空調調和機、マルチパッケージ形空調調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、ボルト組立形） 密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁柵ふた

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

2. 配管工事

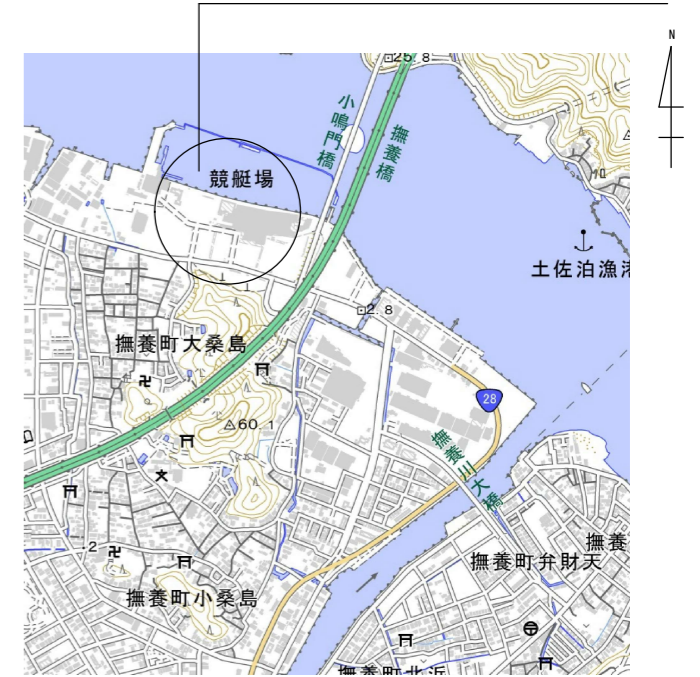
- ① 配管材料については、次表による。

用 途	名 称	番 号	備 考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
膨張・空気抜・補給水	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(往)	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷 媒	冷媒用断熱材被覆鋼管	JCDA 0009	ポリエチレン保温材(難燃性)
	空調用排水(屋内)	硬質ポリ塩化ビニル管 結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742 VP(30φ以下はJIS K 6742を使用してもよい)
給 水 (受水槽、減音装置回り) (地中埋設)	水道用耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005 JP K 002	
排 水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	耐火二層管(内管VP)		
排 水 (地中埋設)	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	○ 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9798	RS-VU
給 湯 (地中埋設) (コンクリート内)	○ 重圧管		
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	ポリブテン管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JIS K 6776	HTLP
消 火 (地中埋設)	架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	
	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
ガ ス (地中埋設) (地中埋設)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	SGP

(注) 表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。

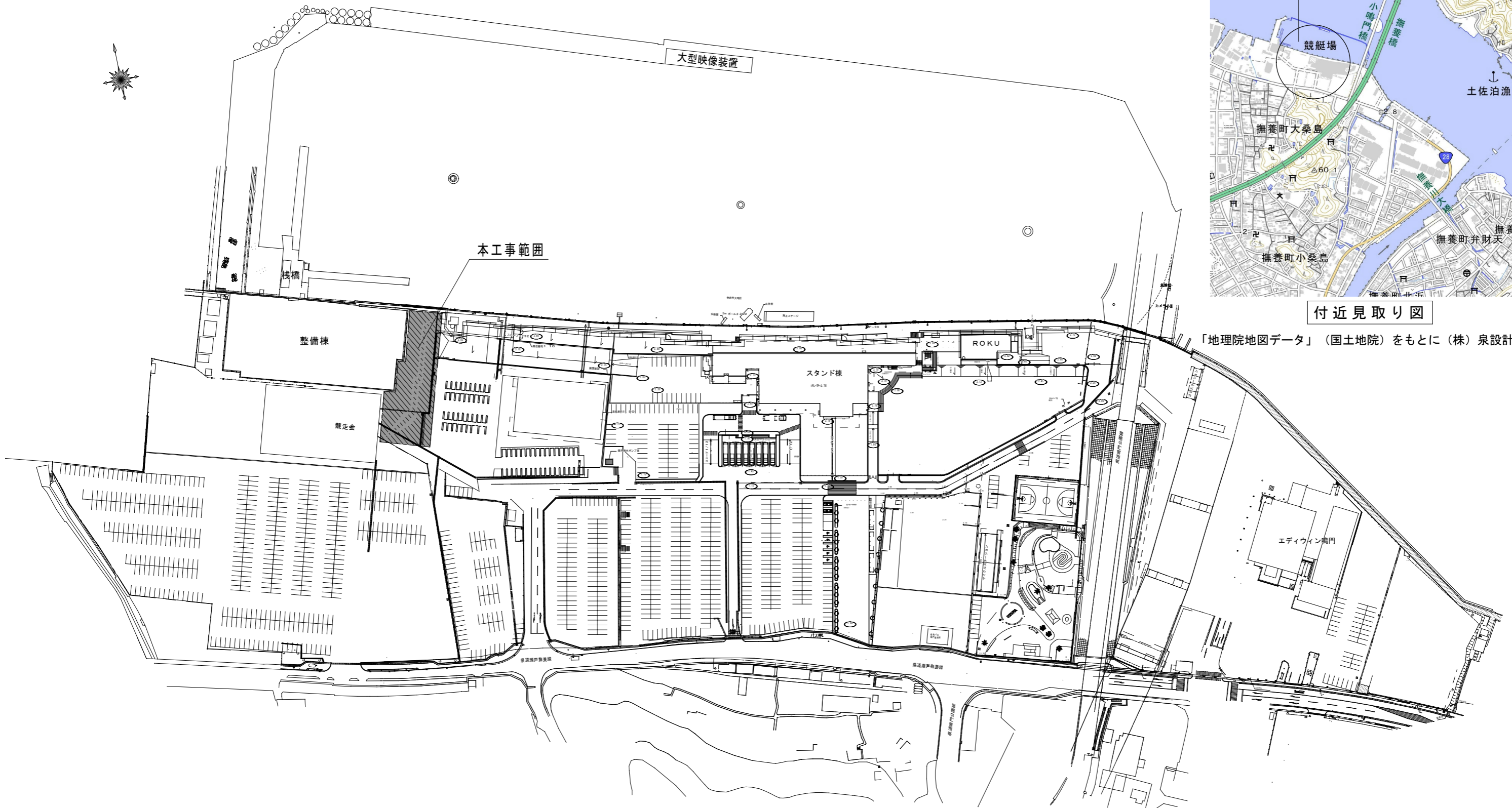
- ② ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径60Su以下の継手はSAS322による拡管式とする。
- ③ 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
- ④ 建築物導入部の変位吸収方法は、次による。
 - ・給水配管、ガス配管
標準図（施工4、施工5：建築物導入部の変位吸収配管要領 ・(a) ・(b) ・(c)）による。
※屋外埋設用配管にポリエチレン管を使用し、建物導入部において異種管と接合する場合、点検口柵（標準図〔機材6〕のTC-1）を設け、変位吸収余長をとる。
 - ・油配管
標準図（施工4、施工5：建築物導入部の変位吸収配管要領 ・(a) ・(b) ・(c)）による。
- ⑤ 配管溶接部の非破壊検査は次による。
 - ・要（ ・放射線透過検査 ・浸透探査検査または磁粉探傷検査 ） ・不要
 - ※検査要の場合の抜取率は（ ・標準仕様書による ・ % ）とする。
- ⑥ 図面に記載なき防振継手は、（ ・合成ゴム製 ・ベローズ形 ）とする。
- ⑦ 図面に記載なき伸縮管継手は、（ ・ベローズ形 ・スリーブ形 ）とする。
- ⑧ 弁類で、ステンレス鋼管に取り付けるものは、呼径50以下は青銅製、呼径65以上はステンレス製とする。
- ⑨ 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3）
- ⑩ 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- ⑪ 地中配管は次による。（標仕<2>2.7.1、監視指針<2>2.7.1、標準図〔機材2〕）
 - ・排水管 標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを這り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
 - ・排水管以外 管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示（表示テープ及び埋設標）を行う。
- ⑫ 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕<2>2.9.1）

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	ポ ー ト レ ー ス 鳴 門 整 備 棟 周 辺 外 構 改 修 工 事	図面名称	特 記 仕 様 書 (5)	縮尺	—
		(株) 泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治		特-05
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		



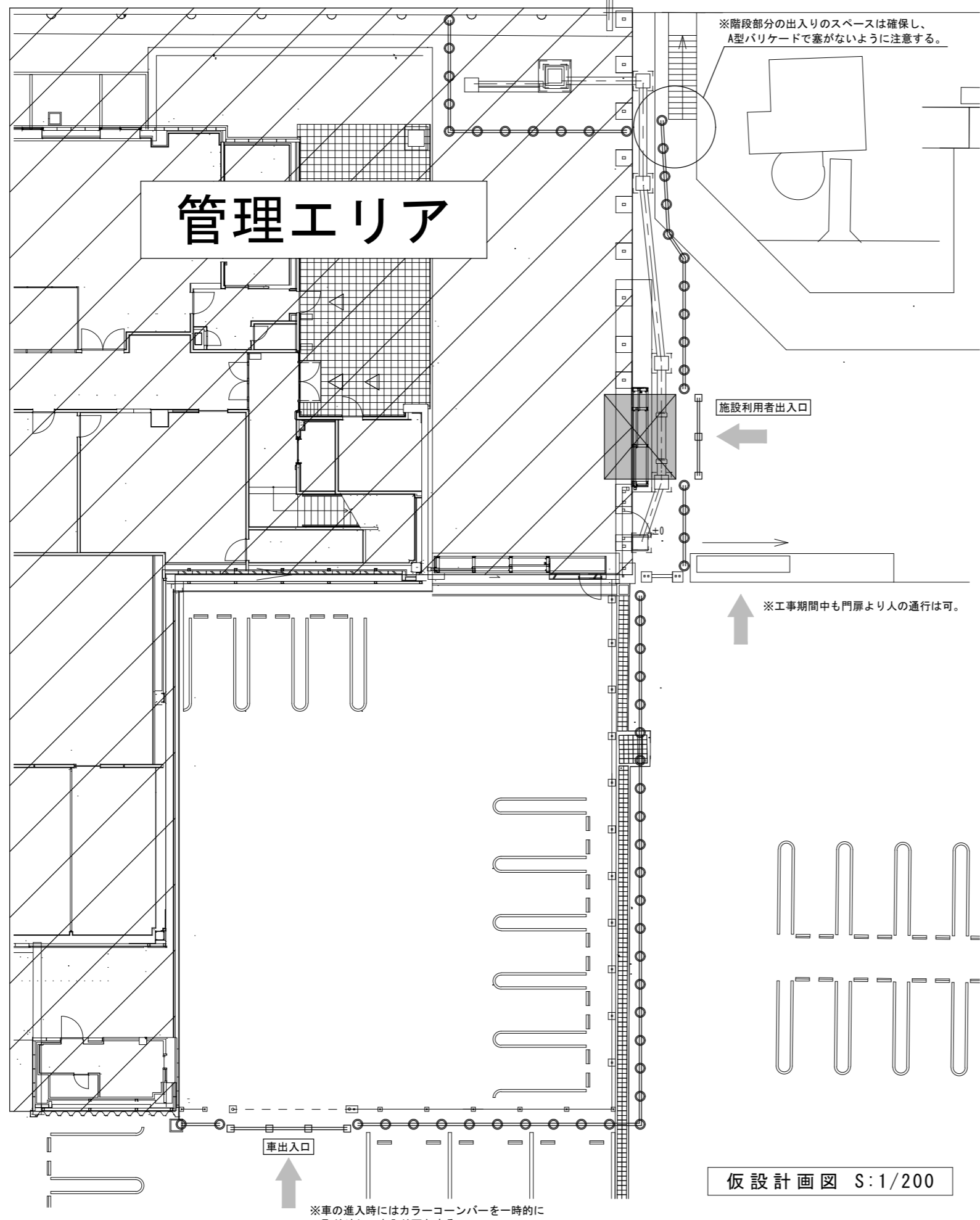
付近見取り図

「地理院地図データ」(国土院)をもとに(株)泉設計室が作成



全体配置図 S:1/2000



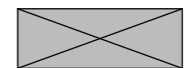
<p>IZUMI SEKKEISHITU</p>	<p>工事名称 ボートレース鳴門整備棟周辺外構改修工事</p>	<p>図面名称 付近見取り図兼全体配置図</p>	<p>縮尺</p>	<p>1/2000</p>
<p></p>	<p>(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1 TEL・FAX 088-685-9345</p>	<p>1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号</p>	<p></p>	<p>A-01</p>



管理エリア内の作業及び騒音・振動を伴う作業は前検日を除く非開催日のみ可能とする。選手やレース関係者、緊急車両の通行に支障とならないよう工事計画を立て監督員の承諾を得てから施工を行うこと。

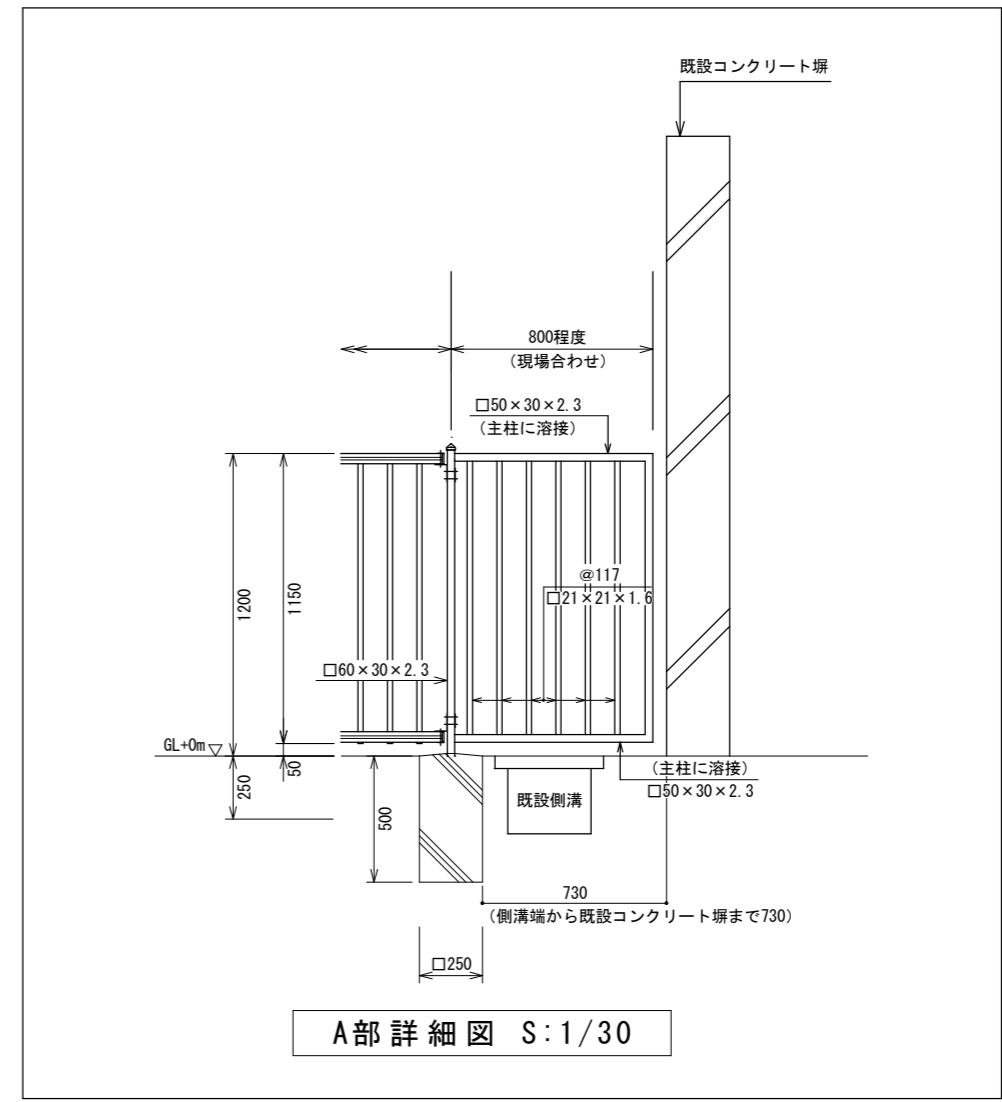
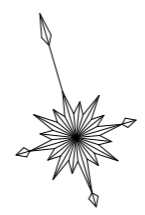
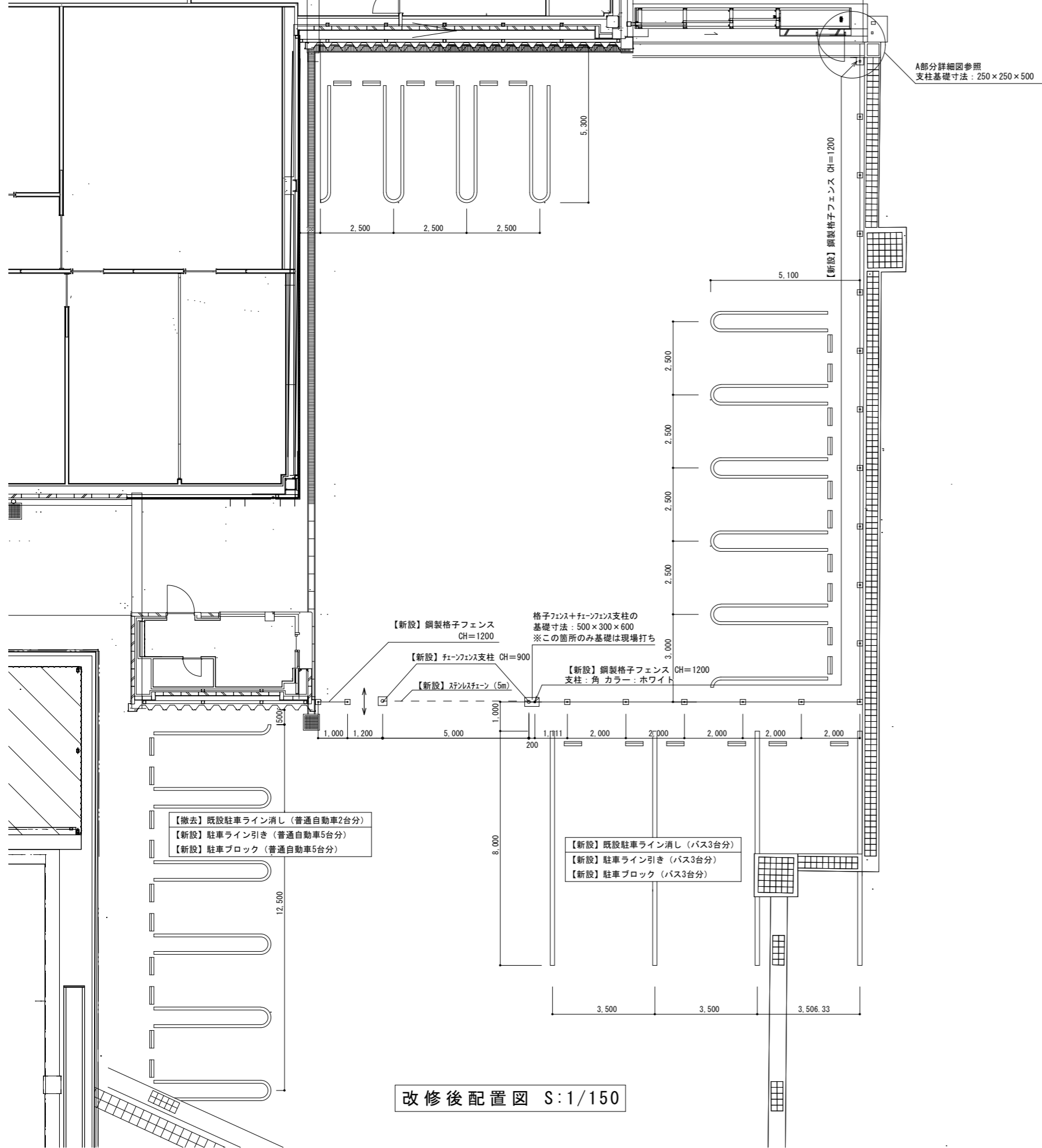
◎仮設計画について、事前に承諾を得ること。

凡例

-  A型バリケードを示す
-  カラーコーン+コーンバーを示す
-  仮設鉄板敷きを示す

仮設計画図 S:1/200

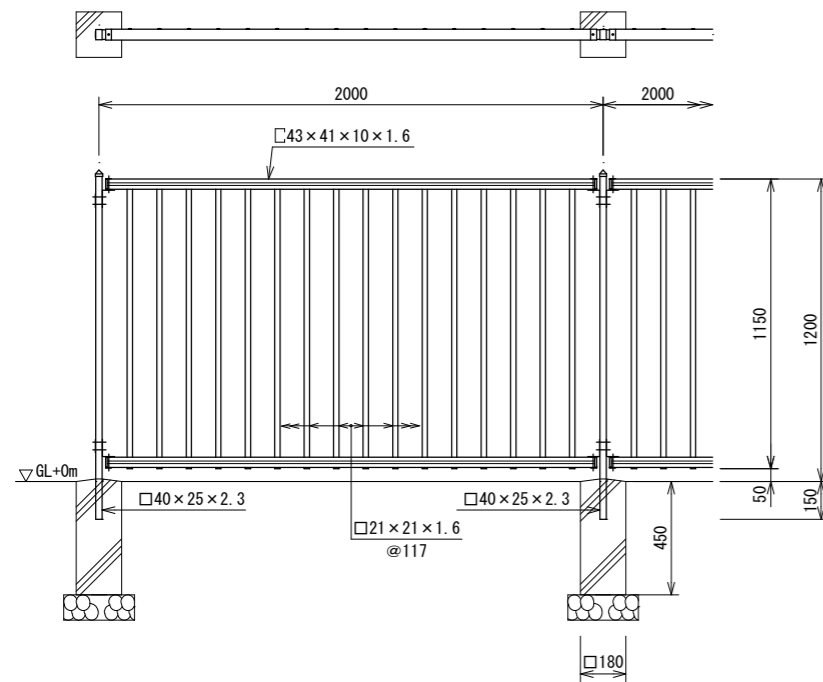
IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	ポートルース鳴門整備棟周辺外構改修工事	図面名称	仮設計画図	縮尺	1/200
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			A-02



IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	ポートレース鳴門整備棟周辺外構改修工事	図面名称	改修後配置図	縮尺	1/30、1/150
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		A-03	

鋼製格子フェンス CH=1200詳細図【参考図】

フェンス支柱：角タイプ、フェンスカラー：ホワイト



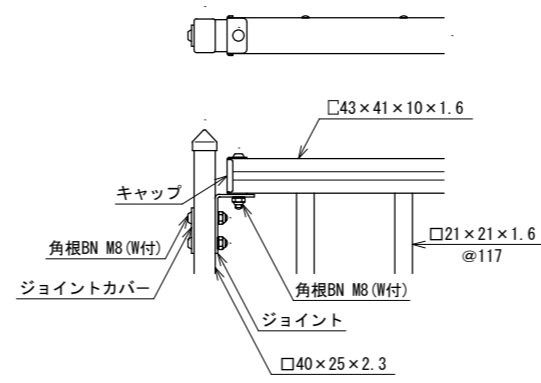
詳細図 S:1/30

側面

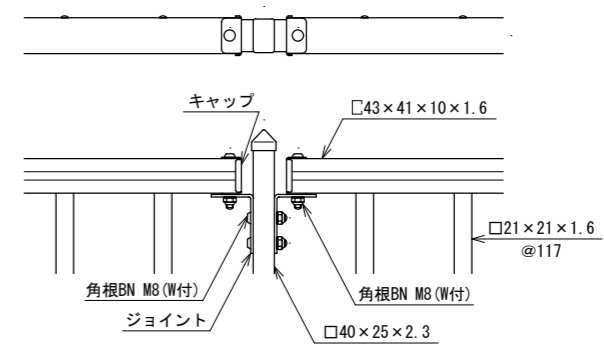


パネル取付図 S:1/9

端末



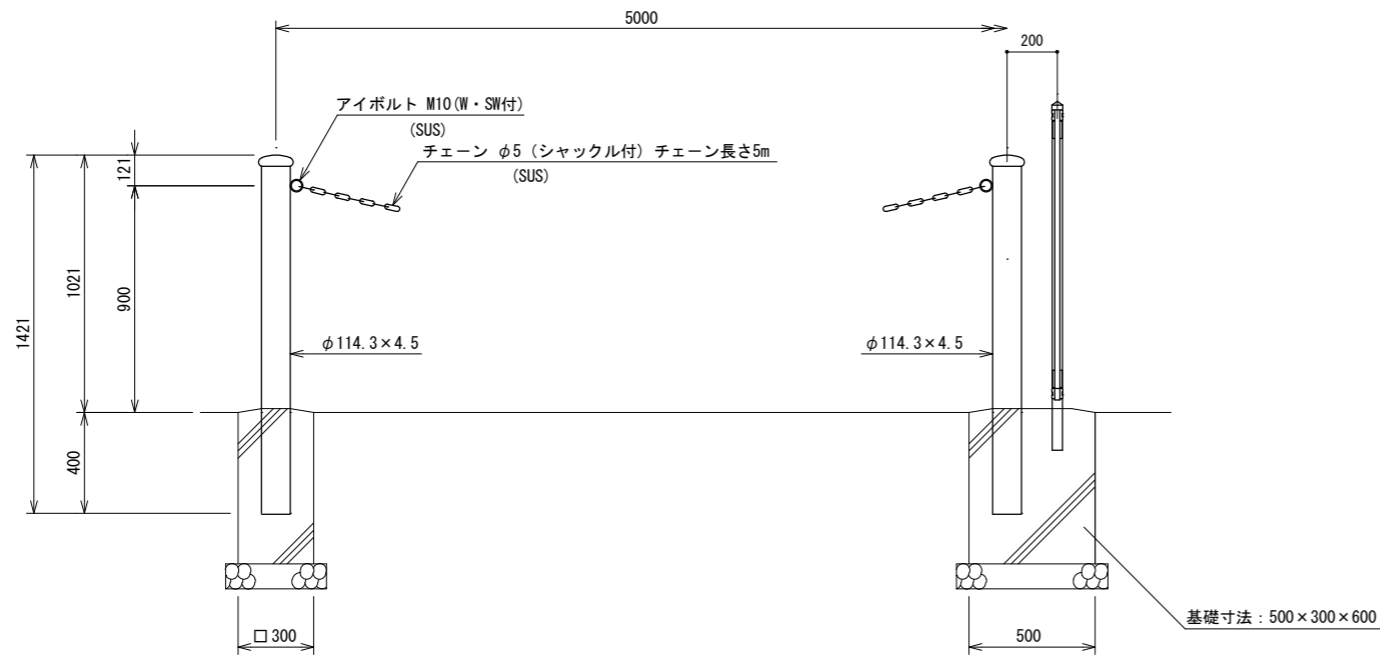
中間



設計条件
 設計荷重・・・昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依る。
 基礎条件・・・長期許容地耐力 98 kN/m² (10 t/m²)
 備考
 1. 外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉末塗装とする。但し、袖付柱は溶融亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉末塗装、ボルト・ナットは亜鉛めっきの上防錆着色処理とする。
 2. 袖付にはめっきの為、湯抜穴を適所（見苦しくない位置）に設けるものとする。

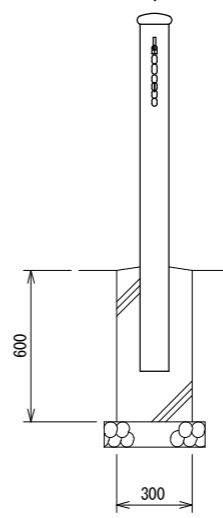
チェーンフェンス CH=900詳細図【参考図】

フェンス支柱カラー：ホワイト



詳細図 S:1/30

側面



備考
 1. 外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉末塗装とする。但し、チェーン及びシャックルはSUS品とする。
 2. 用途上チェーンの着脱及び施設が必要な場合は、支柱側取付金具とシャックルの間を南京錠等で連結する。

【参考図】

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

ボートレーン鳴門整備棟周辺外構改修工事

図面名称

各部詳細図【参考】

縮尺

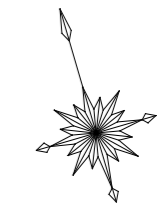
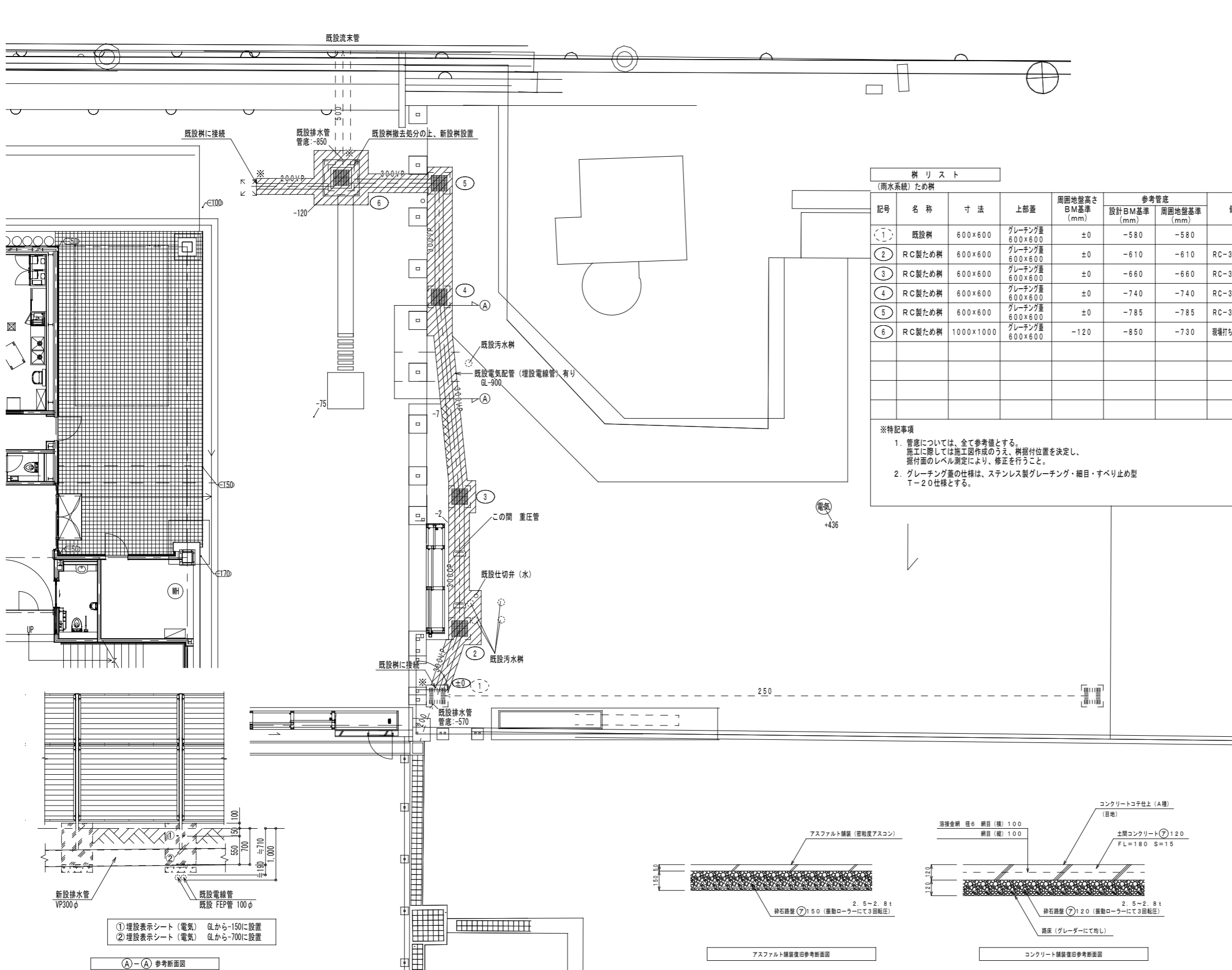
1/30

(株)泉設計室
 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

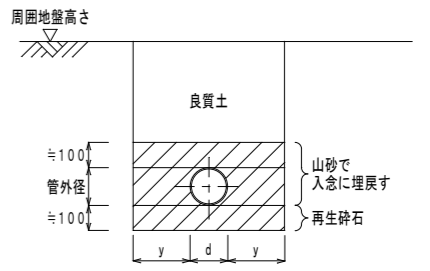
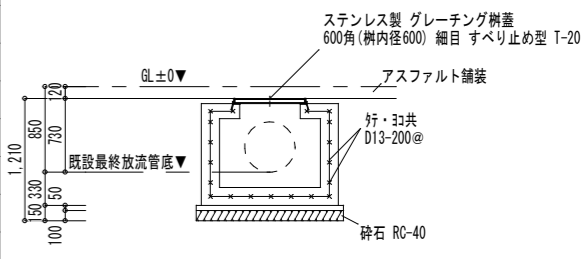
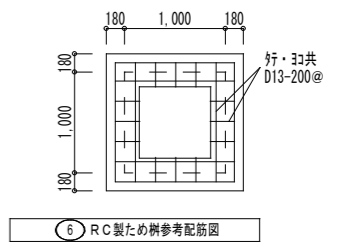
1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号

A-04



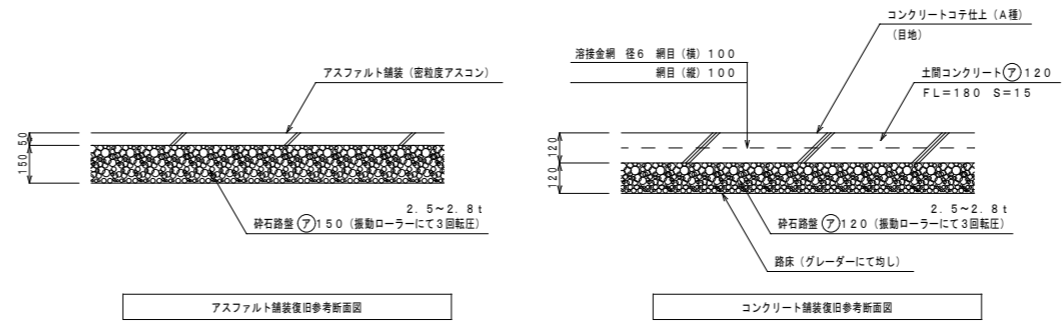
記号	名称	寸法	上部蓋	周囲地盤高さ BM基準 (mm)	参考管底		備考
					設計BM基準 (mm)	周囲地盤基準 (mm)	
①	既設樹	600×600	グレーチング蓋 600×600	±0	-580	-580	
②	RC製ため樹	600×600	グレーチング蓋 600×600	±0	-610	-610	RC-3
③	RC製ため樹	600×600	グレーチング蓋 600×600	±0	-660	-660	RC-3
④	RC製ため樹	600×600	グレーチング蓋 600×600	±0	-740	-740	RC-3
⑤	RC製ため樹	600×600	グレーチング蓋 600×600	±0	-785	-785	RC-3
⑥	RC製ため樹	1000×1000	グレーチング蓋 600×600	-120	-850	-730	現場打ち

- ※特記事項
- 管底については、全て参考値とする。
施工に際しては施工図作成のうえ、樹根付位置を決定し、据付面のレベル測定により、修正を行うこと。
 - グレーチング蓋の仕様は、ステンレス製グレーチング・細目・すべり止め型 T-20仕様とする。



※転圧は300mm毎に突き固めのこと。
排水埋設要領図

d : 管外径 (mm)
y : 余幅 (mm)
(根切深さ1m未満の時 : ≒200)
(根切深さ1m以上、2m未満の時 : ≒400)



- ◎特記
- 図示 [斜線] 部分の地盤仕上げはアスファルト舗装を示す。
(カッター切、解体、復旧共本工事)
 - 図示 [点線] 部分の地盤仕上げはコンクリートを示す。
(カッター切、解体、復旧共本工事)
 - 図示 [---] 部分は既設そのまま再利用とする。
 - 図示 ※ 部は既設接続を示す。